

騒音に係る環境基準の類型指定並びに
騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止
法に基づく規制地域等の見直し（案）
について

沖縄県

目 次

1	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の見直し（案）	1
2	騒音規制法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）	4
3	振動規制法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）	8
4	悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）	12

<別添資料>

資料①	騒音に係る環境基準の地域類型の指定、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定図（見直し図1～図10）	18
-----	--	----

<参考資料>

資料①	騒音に係る環境基準、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の概要及び法体系図	28
資料②	新規地域の指定及び見直しを実施する町村の概要	42
資料③	騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭防止法に基づく規制地域等見直しスケジュール	46

1 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し（案）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次の（1）及び（2）のとおり指定し、平成28年7月1日から施行する。

（1）騒音に係る環境基準の地域類型の指定

別添1のとおり

※表中の下線部分の地域を追加及び修正する。

（2）類型地域見直しをする町村

西原町、北中城村の1町1村

市町村	見直し方法※	地域名	地域の類型		備考
			改正案	現行	
西原町	②	字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部	A 類型	—	見直し図1 左の地域を新たに類型指定する。
	②	字幸地、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部	B 類型	—	
北中城村	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	C 類型	—	見直し図2 左の地域を新たに類型指定する。
	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	B 類型	—	
	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	A 類型	—	

※見直し方法 ① 都市計画法の用途地域の変更に伴うもの
② 地域の実情に応じた変更に伴うもの

補足)

②地域の実情に応じた変更とは、都市計画法の用途地域の定めのない地域への類型指定、あるいは用途地域の定めはあるが、用途とは異なる類型指定を行う等、個別の実情に応じた見直しの方法。

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

町村名	地域		
	A類型	B類型	C類型
本部町	字浦崎、字浜元、字野原、 字伊野波、字渡久地、字東、 字辺名地、字谷茶、字大浜、 字健堅及び字崎本部の各一部	字浜元、字渡久地、字東、 字谷茶、字大浜、字健堅及 び字崎本部の各一部	字渡久地、字谷茶、字大浜 及び字崎本部の各一部
読谷村	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 準工業地域
北中城村 ※1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 字島袋、字喜舎場、字渡口 及び字熱田の各一部	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 字屋宜原、字瑞慶覧、字安 谷屋、字荻道、字大城の各 一部	商業地域 準工業地域
与那原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
南風原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 字宮平及び字津嘉山の各一部	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 字大名、字宮城、字新川、 字本部、字照屋、字喜屋武、 字山川、字神里、字与那覇 及び字宮平の各一部	近隣商業地域 準工業地域 工業地域
北谷町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
中城村	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 字伊舎堂、字添石、字屋宜 及び字当間の各一部	字泊の一部
西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 字幸地、字池田、字小波津、 字桃原、字安室、字与那城、 字我謝、字翁長、字上原、字 呉屋、字津花波、字小橋川、 字小那覇及び字兼久の各一部	第1種住居地域 第2種住居地域 字幸地、字翁長、字呉屋、字 津花波、字小那覇、及び兼久 の各一部	近隣商業地域 準工業地域 字徳佐田の一部
八重瀬町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域

		字外間、字宜次、字友寄、 字小城、字当銘、字高良、 字世名城及び字富盛の各一 部	
嘉手納町	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 ※2)	第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

※1) 北中城村内において新たに指定する地域は、都市計画法の用途地域の変更に伴って既指定の地域に組み込まれるものであるため、個別の地域名は表示されません。（見直し図2に表示）

※2) 表記の誤りを訂正（1→2）

〈〈参考〉〉

騒音に係る環境基準について（一部抜粋）

（平成10年環境庁告示第64号 改正 平成24年3月30日環告54）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

2 騒音規制法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）

騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 3 条の規定に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の（1）及び（2）のとおり指定するとともに、第 4 種区域に係る施設に「幼保連携型認定こども園」を（3）のとおり追加し、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（1）特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

別添 2 のとおりとする。

※第 1 表中の下線部分の地域を追加及び修正する。

※付表中の下線部分の地域を追加及び修正する。

（2）規制地域の見直しをする町村

西原町、与那原町、北中城村の 2 町 1 村

市町村	見直し方法※	地域名	区域の区分		備考
			改正案	現行	
西原町	①	字小那覇の一部	第 2 種	第 1 種	見直し図 3 左の地域を新たに規制地域に指定する（字小那覇については区域の区分の見直しを含む）
	②	字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部	第 1 種	—	
	②	字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部	第 2 種	—	
与那原町	①	字東浜の一部	第 1 種	第 2 種	見直し図 4 左の地域を規制地域に指定する
北中城村	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	第 1 種	—	見直し図 5 左の地域を新たに規制地域に指定する
	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	第 2 種	—	
	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	第 3 種	—	

※見直し方法 ① 都市計画法の用途地域の変更に伴う変更

② 地域の実情に応じた変更に伴う変更

補足)

②地域の実情に応じた変更とは、都市計画法の用途地域の定めのない地域への区域指定、あるいは用途地域の定めはあるが、用途とは異なる区域指定を行う等、個別の実情に応じた見直しの方法。

（3）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号の規定により知事が指定する第 4 種区域に係る施設

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、騒音規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令等が平成 27 年 4 月 20 日に施行されたことから、第 4 種区域に係る施設に「幼保連携型認定こども園」を追加する。

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第1表の左欄に掲げる町村の当該右欄に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定により知事が指定する区域は、第1表の左欄に掲げる町村の当該右欄に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
- 4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の備考により知事が定める区域は、平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の表の町村名欄に掲げる町村の当該A類型区域をa区域とし、B類型区域をb区域とし、C類型区域をc区域とする。

第1表

左欄	右欄			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
本部町	付表の本部町の項の1の地域	付表の本部町の項の2の地域	付表の本部町の項の3の地域	
読谷村	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 準工業地域	
北中城村 ※1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 付表の北中城村の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 付表の北中城村の項の2の地域	商業地域 準工業地域	
与那原町 ※1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

南風原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 付表の南風原町の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 付表の南風原町の項の2の地域	近隣商業地域 準工業地域	工業地域
北谷町	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
中城村	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 付表の中城村の項の1の地域		付表の中城村の項の2の地域
西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 <u>付表の西原町の項の1の地域</u>	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 <u>付表の西原町の項の2の地域</u>	近隣商業地域 準工業地域	<u>付表の西原町の項の3の地域</u>
八重瀬町	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 付表の八重瀬町の項の1の地域	近隣商業地域	
嘉手納町		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	

備考

1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

※1) 北中城村及び与那原町内において新たに指定する地域は、都市計画法の用途地域の変更に伴って既指定の地域に組み込まれるものであるため、個別の地域名は表示されません。（見直し

図4及び見直し図5に表示)

付表

本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字浜元、字渡久地、字東、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	3	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋及び字喜舎場の各一部
	2	北中城村の地域のうち、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字宮平及び字津嘉山の各一部
	2	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字本部、字照屋、字喜屋武、字山川、字神里、字与那覇及び字宮平の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、 <u>字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇、字兼久の各一部</u>
	2	西原町の地域のうち、 <u>字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇、字兼久の各一部</u>
	3	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

第2表

左欄	右欄		
	昼間 (午前8時から午後7時 まで)	朝夕 (午前6時から午前8時 まで午後7時から午後9 時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午 前6時まで)
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

(備考)

- 1 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ第1表の右欄に掲げる区域をいう。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

3 振動規制法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）

振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 3 条の規定による特定工場等において発生する振動について規制する地域を次の（1）及び（2）のとおり指定するとともに、第 2 種区域に係る施設に「幼保連携型認定こども園」を（3）のとおり追加し、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

- （1）特定工場等において発生する振動について規制する地域
別添 3 のとおり
※第 1 表中の下線部分の地域を追加及び修正する。
※付表中の下線部分の地域を追加及び修正する。

- （2）規制地域の見直しを予定している町村
西原町、北中城村の 1 町 1 村

市町村	見直し方法※	地域名	区域の区分		備考
			改正案	現行	
西原町	②	字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部	第 1 種	—	見直し図 6 左の地域を新たに規制地域に指定する
北中城村	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	第 1 種	—	見直し図 7 左の地域を新たに規制地域に指定する
	①	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	第 2 種	—	

※見直し方法 ① 都市計画法の用途地域の変更に伴う変更
② 地域の実情に応じた変更に伴う変更

補足)

②地域の実情に応じた変更とは、都市計画法の用途地域の定めのない地域への区域指定、あるいは用途地域の定めはあるが、用途とは異なる区域指定を行う等、個別の実情に応じた見直しの方法。

- （3）振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 号の付表の 1 の規定により知事が指定する第 2 種区域に係る施設

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令等が平成 27 年 4 月 20 日に施行されたことから、第 2 種区域に係る施設に「幼保連携型認定こども園」を追加する。

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第1表の左欄に掲げる町村の当該右欄に掲げる区域とする。
- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表の1の規定により知事が指定する区域は、昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の第1表の左欄に掲げる町村の当該右欄に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
- 4 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考の1の規定により知事が定める区域は、第1表の左欄に掲げる町村の当該右欄に掲げる区域とし、同備考の2の規定により知事が定める時間は、第2表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第1表

左欄	右欄	
	第1種区域	第2種区域
本部町	付表の本部町の項の1の地域	付表の本部町の項の2の地域
読谷村	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域
北中城村 ※1)	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種住居地域 付表の北中城村の項の1の地域	第2種低層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域
与那原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域
南風原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 付表の南風原町の項の1の地域
北谷町	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域

中城村	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域 付表の中城村の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 第2種住居地域	付表の中城村の項の2の地域
西原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 <u>付表の西原町の項の1の地域</u>	近隣商業地域 準工業地域 付表の西原町の項の <u>2</u> の地域
八重瀬町	第1種低層住居専用地域 第1種住居地域 付表の八重瀬町の項の1の地域	第1種中高層住居専用地域 準住居地域	近隣商業地域
嘉手納町	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種中高層住居専用地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

備考

1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

※1) 北中城村内において新たに指定する地域は、都市計画法の用途地域の変更に伴って既指定の地域に組み込まれるものであるため、個別の地域名は表示されません。（見直し図7に表示）

付表

本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋、字喜舎場、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字宮平、字本部、字照屋、字喜屋武、字津嘉山、字山川、字神里及び字与那覇の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	<u>西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇、字兼久の各一部</u>
	2	<u>西原町の地域のうち、字徳佐田の一部</u>
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

第2表

左欄	右欄	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(備考)

- 1 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ第1表の右欄に掲げる区域をいう。
- 2 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

4 悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の見直し（案）

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域及び法第 4 条の規定による当該規制地域についての規制基準をを次の（1）及び（2）のとおり定め、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（1）工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域

別添 4 のとおり

※第 1 表中の下線部分の地域を追加及び修正する。

（2）規制地域の見直しを行う町村

西原町、嘉手納町、北中城村の 2 町 1 村

市町村	見直し方法※	地域名	区域の区分		備考
			改正案	現行	
西原町	②	字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部	A 区域	—	見直し図 8 左の地域を新たに規制地域に指定する
嘉手納町	①、②	字屋良及び字久得の各一部、字嘉手納、屋良一丁目、水釜、字水釜及び字兼久	A 区域	—	見直し図 9 左の地域を新たに規制地域に指定する
	①、②	字屋良及び字久得の各一部	B 区域	—	
北中城村	①、②	アワセ土地区画整理事業区域内の一部	A 区域	—	見直し図 10 左の地域を新たに規制地域に指定する

※見直し方法 ① 都市計画法の用途地域の変更に伴う変更

② 地域の実情に応じた変更に伴う変更

補足)

②地域の実情に応じた変更とは、都市計画法の用途地域の定めのない地域への区域指定、あるいは用途地域の定めはあるが、用途とは異なる区域指定を行う等、個別の実情に応じた見直しの方法。

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第1表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第4条第1項第1号に規定する敷地の境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準
第2表のとおりとする。
 - (2) 法第4条第1項第2号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準
法第4条第1項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
 - (3) 法第4条第1項第3号に規定する敷地外に排出される排出水中における特定悪臭物質の規制基準
法第4条第1項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第4条に定める方法により算出した濃度とする。
 - (4) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第3表のとおりとする。
 - (5) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (6) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

第1表（第1項関係）

町村名	規制基準の種類	区域の区分	区域
本部町	特定悪臭物質	A区域	字崎本部、字健堅、字大浜、字谷茶、字辺名地、字渡久地、字東、字伊野波、字浜元、字浦崎、字豊原、字山川、字石川及び字備瀬の各一部
		B区域	字崎本部及び字谷茶の各一部
読谷村	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域
		B区域	準工業地域
北中城村	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域
			第2種低層住居専用地域
			第1種中高層住居専用地域
			第1種住居地域
			第2種住居地域
			準住居地域
			近隣商業地域
			商業地域
			準工業地域
			字島袋、字喜舎場、字瑞慶覧、字屋宜原、字安谷屋、字渡口、

			字熱田、字荻道及び字大城の各一部
北谷町	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域
		B区域	準工業地域
中城村	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
		B区域	字泊509の2
西原町	特定悪臭物質	A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 <u>字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇、字兼久及び県道38号線沿いの各一部</u>
		B区域	準工業地域 工業専用地域
与那原町	臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域
		B区域	準工業地域 工業地域
		C区域	A区域及びB区域を除く与那原町の区域
南風原町	臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 字宮平、字津嘉山、字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字本部、字喜屋武、字照屋、字神里及び字山川の各一部
		B区域	準工業地域

			工業地域
		C区域	字宮平、字兼城、字本部、字喜屋武、字照屋、字津嘉山、字山川及び字神里の各一部
八重瀬町	臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城、字富盛、字具志頭、字玻名城、字安里、字与座、字仲座、字港川及び字長毛の各一部
		B区域	字東風平、字伊波、字上田原、字屋宜原、字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字当銘、字小城、字宜次、字友寄、字後原及び字新城の各一部
		C区域	A区域及びB区域を除く八重瀬町の区域
嘉手納町	臭気指数	A区域	第1種中高層住居専用地域 ※1) 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		B区域	字屋良及び字久得の各一部
東村	臭気指数	A区域	字有銘、字慶佐次及び字平良の全部 字川田、字宮城及び字高江の各一部
恩納村	臭気指数	A区域	字喜瀬武原、字安富祖、字瀬良垣、字南恩納、字谷茶及び字山田の各一部

備考

1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。

※1) 嘉手納町内において新たに指定する地域のうちA区域は、都市計画法の用途地域に組み込まれるものであるため、個別の地域名は表示されません。（見直し図9に表示）

第2表（2関係）

（単位：ppm）

特定悪臭物質	区域の区分	A区域	B区域
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07

ノルマルバレラルデヒド	0.009	0.02
イソバレラルデヒド	0.03	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考

この表において、A区域及びB区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

第3表（2関係）

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

都市計画法の用途地域と騒音に係る環境基準の類型、騒音、振動、悪臭防止法に基づく規制地域区分との関係

都市計画法の用途地域	騒音に係る環境基準の類型	騒音規制法		振動規制法	悪臭防止法	
		第1種	第2種		特定悪臭物質	臭気指数
第1種低層住居専用地域	AA類型	第1種	第1種	第1種	特定悪臭物質	臭気指数
第2種低層住居専用地域						
第1種中高層住居専用地域	A類型	第2種	第2種	第1種	A区域(対応する臭気10~15)その他の地域で規制が必要と認められる区域(15)	A区域(その他の地域で規制が必要と認められる区域)臭気(15)
第2種中高層住居専用地域						
第1種住居地域	B類型	第3種	第3種	第2種	B区域(対応する臭気12~18)その他の地域で規制が必要と認められる区域	B区域(その他の地域で規制が必要と認められる区域)臭気(18)
第2種住居地域						
準住居地域	C類型	第4種	第4種	-	-	C区域 臭気(21)
近隣商業地域						
商業地域						
準工業地域						
工業地域	-	-	-	-	-	-
工業専用地域						
その他の地域	-	-	-	-	-	-